

役員等報酬規程

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育秀会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費の実費を支払う。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費の実費を支払う。

(理事及び評議員の報酬等)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設・事業所の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2による報酬と別表3による旅費交通費の実費を支払う。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設・事業所の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2による報酬と別表3による旅費交通費の実費を支払う。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費の実費を支払う。

2 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2による報酬と別表3による旅費交通費の実費を支払う。

(出張旅費等)

第6条 役員及び評議員が、法人及び施設の運営業務のため出張する場合は、別表4による報酬と旅費等を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

別表 1

名 称	報 酬	年度総額(1人当り)	年間総額(合計)
理事会出席報酬等	10,000円	100,000円	800,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	50,000円	400,000円

* 上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。

別表 2

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬等	20,000円
監事監査指導報酬等	20,000円

* 上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。

別表 3

名 称	旅費交通費
公共交通機関	実 費

別表 4

旅費交通費	宿泊費	報酬(1日)	その他
実 費	20,000円	20,000円	実 費

* 上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。